

令和2年度 道路工事予定

傷んだ道路を直す工事などを下表のとおり予定しています。周辺にお住いの方や通行する方にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



工事箇所	路線名(愛称名)	延長	施工時期
東戸倉二丁目10番地先～東戸倉二丁目25番地先	市道北34号線	約450m	工事中～11月頃
日吉町二丁目5番地先～日吉町三丁目26番地先	市道中3号線	約340m	工事中～9月頃
戸倉一丁目26番地先～戸倉四丁目35番地先	市道北2号線	約480m	
西町四丁目18番地先～西町三丁目32番地先(西町三丁目交差点)	市道幹14号線(高木通り) 市道幹18号線(弁天通り)	約170m	6月～11月頃
本多五丁目6番先～本多五丁目25番先ほか	市道東57号線ほか	約490m	6月～12月頃
泉町三丁目26番先～泉町三丁目33番先	市道南263号線ほか	約250m	8月～令和3年2月頃
光町二丁目1番地先～光町一丁目50番地先	市道西3号線	約530m	
南町三丁目1番先～南町三丁目9番先	市道南101号線	約170m	

→建設事業課(内369)

6月4日～10日は 歯と口の健康週間

新型コロナウイルス感染症対策で、歯科受診が難しい状況が続いています。虫歯を作らない食生活を心がけ、いつもより丁寧に歯磨きをしましょう。



→健康推進課☎(042)321-1801

歯と口の健康週間

暮らし

道路工事予定

暮らし

6月は浸水対策強化月間

浸水を防ぐため、道路に雨水がたまるや側溝にごみを捨てたり、物を置かないでください。また、浸水に備えて東京アメッシュ <https://tokyo-amejwa.or.jp/> の降雨情報を活用ください。 ↓下水道課(内438)

6月は環境月間 6月5日は環境の日

→まちづくり計画課(内356)

環境の保全やエコライフを、考えてみませんか。

- 家の敷地内に緑を増やしましょう(緑地の保全)
- 地元で生産された農畜産物を購入しましょう(農地の保全・地産地消)
- 合成洗剤・除草剤などの使用を控えましょう(化学物質の排出削減)

- ごみの分け方・出し方のルールを守りましょう(ごみの減量化の推進)
- 電気・ガス・水道の使用量を把握し、節電・節ガス・節水に努めましょう(省資源・省エネルギーの促進)

ペットボトルの戸別収集を始めます

7月からペットボトルの収集方法を、拠点収集から隔週1回の戸別収集に変更します。詳しくは、6月15日号市報と同時配布のペットボトル収集日のカレンダーをご覧ください。 ↓環境対策課☎042-300-5300

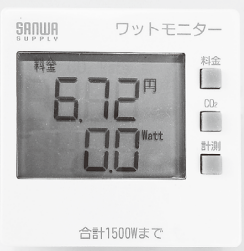


市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。

夏の省エネに挑戦しませんか

夏期環境家計簿モニター募集

環境家計簿は、家庭での電気・ガスの使用量を記録し、温室効果ガス(二酸化炭素排出量換算)を把握することで、省エネ意識の向上を目的として、温室効果ガス削減につなげる取り組みです。昨年度はモニター41世帯参加のうち28世帯が、前年より二酸化炭素排出量の削減ができました。



参加者には、省エネの取り組み方法やアイデアをまとめた「モニターさんの声」や二酸化炭素排出量の増減・参加者の順位などを示した集計結果を全員に郵送します。電気製品の消費電力を簡易測定するワットモニターの無料貸し出しも行っています。

対市内在住の世帯

申6月1日(月)～7月17日(金)に、電話・✉machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jpでまちづくり計画課へ※事前登録が必要

モニター手順

- ①月1回、電気・ガスの使用量を記録
電気・ガスの使用量のお知らせを見て記録
- ②電気・ガスから排出される二酸化炭素排出量を計算
電気・ガスの使用量に二酸化炭素排出係数を掛けます(例)電気使用量(7月分)300kw×二酸化炭素排出係数0.38=114(kg-CO₂)
- ③環境家計簿を提出
7月～9月の家庭での電気・ガスの使用量を報告してください。また省エネへの取り組み状況やアイデアなどもお聞かせください

→まちづくり計画課(内356)

家庭ごみ指定収集袋(外装袋)の広告を募集

家庭ごみ指定収集袋の外装袋裏面に掲載する広告を募集します。

掲載要件 次のいずれにも該当しないもの

- 法令に違反するもの
- 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- 政治活動や宗教活動に関するもの
- 個人・団体等の意見広告に関するもの
- 風俗営業等の規制・業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- 誇大・不当表示その他表現方法等が不適当なもの
- 人権侵害・信用き損、業務妨害等を引き起こすおそれがあるもの
- 各業界の自主規準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- 暴力団排除条例第2条第1項第1号・3号に関するもの
- その他市長が適当でないと認めるもの

広告掲載枠の位置

家庭ごみ指定収集袋の外装袋裏面1枠

申6月1日(月)～12日(金)に電話または直接環境対策課(清掃センター内)へ

広告の規格・枚数・掲載料

品名	規格		枚数(枚)	掲載料(円)
	容量(ℓ)	広告寸法(mm)		
もやせるごみ用	3	200×175	24,000	36,000
	5	190×200	37,500	56,250
	10	135×140	45,000	90,000
	20	170×185	45,000	112,500
もやせないごみ用	40	205×245	33,000	99,000
	5	190×200	7,500	11,250
	20	170×185	12,000	30,000
	40	205×245	10,500	31,500

→環境対策課☎(042)300-5300

